(27.3.23)

法務省民商第29号 平成27年3月16日

法務局民事行政部長 殿地 方法務局 長殿

法務省民事局商事課長 (公 印 省 略)

内国株式会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の 申請の取扱いについて(通知)

代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立登記の申請及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記の申請については、昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答及び昭和60年3月11日民四第1480号民事局第四課長回答により、受理すべきでないとしているところですが、本日以降、これらの申請を受理して差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお,この通知に抵触する従前の取扱いは,この通知により変更したものと 了知願います。

法務省:商業登記・株式会社の代表取締役の住所について



<u>トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 内部部局 > 民事局 > 登記-商業・法人登記-</u> > 商業登記・株式会社の代表取締役の住所について

商業登記・株式会社の代表取締役の住所について

平成27年3月16日

昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答及び昭和60年3月11日民四第1480号民事局第四課長回答の取扱いを廃止し、本日以降、代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記について、申請を受理する取扱いとします。

法務省の概要メニュー

その他のメニュー

大臣·副大臣·政務官 広報·報道·大臣会見 <u>所管法令等</u> 資格•採用情報 政策•施策 政策評価等 パブリックコメント 省議·審議会等 白書·統計 <u>予算·決算</u> 政府調達情報 情報公開・公文書管理・個人情 報保護 行政手続の案内 法令適用事前確認手続 オンライン申請 ご意見・ご提案 相談窓口 その他

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話:03-3580-4111(代表) アクセス 法務省パンフレット プライバシーポリシー ご利用にあたって 政府関連リンク Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.